

日清紡グループ
サステナブル調達ガイドライン

第1版

2024年6月

日清紡ホールディングス株式会社

はじめに

日清紡グループは、「挑戦と変革。地球と人びとの未来を創る。」を企業理念とし、VALUE および行動指針に基づきグループ一丸となって持続可能な社会の実現をめざし事業活動を推進しています。

企業においては、事業を営む国の法規制を遵守するのみならず、人権および労働に関する国際的な基準をふまえ、労働者の人権を尊重しなくてはなりません。当社グループは、「グループ人権方針」(2023年8月策定)で表明しているとおり、国際人権章典（世界人権宣言、国際人権規約）、「ビジネスと人権に関する指導原則」、「ILO 中核的労働基準」を含む国際的な人権基準を支持し、自社で働くすべての人はもちろんのこと、お客さまやサプライチェーンの皆様、地域社会の人びとなど、事業に関わるすべてのステークホルダーの人権を尊重・保護し、促進する主体としての責任を果たすことを約束しています。

人権尊重や環境保護など地球規模の課題を解決し持続可能な社会を実現するためには、サプライチェーン全体で取り組むことが必要不可欠です。そこで当社グループは、サプライチェーンの皆様とこれまで以上に連携・協力していくため「日清紡グループ サステナブル調達ガイドライン」を制定しました。

本ガイドラインは、サプライチェーンの皆様とともに企業の社会的責任を果たすための指針となるもので、サプライチェーンにおける世界最大の推進団体（Responsible Business Alliance (RBA)）の行動規範ならびに、JEITAの「責任ある企業行動ガイドライン」を参考にしております。

サプライチェーンの皆様におかれましては、本ガイドラインの趣旨をご理解いただき、社内周知と遵守をお願いいたします。同時に貴社に関連するサプライチェーンの皆様に対しても、本ガイドラインを周知徹底し適切な管理・監督を行い、持続可能な社会の実現に向け、ともに力を発揮していただくよう働きかけをお願いいたします。

日清紡グループ サステナブル調達ガイドライン【目次】

第1部 行動規範

1. 法令遵守・国際規範の尊重

2. 人権・労働

- 2-1. 強制的な労働の禁止
- 2-2. 児童労働の禁止、若年労働者への配慮
- 2-3. 労働時間への配慮
- 2-4. 適切な賃金と手当
- 2-5. 非人道的な扱いの禁止
- 2-6. 差別の禁止
- 2-7. 結社の自由、団体交渉権
- 2-8. 外国人労働者への配慮
- 2-9. 地域住民などの権利侵害の禁止

3. 安全衛生

- 3-1. 労働安全
- 3-2. 緊急時への備え
- 3-3. 労働災害・労働疾病
- 3-4. 産業衛生
- 3-5. 身体的負荷のかかる作業への配慮
- 3-6. 機械装置の安全対策
- 3-7. 施設の安全衛生
- 3-8. 安全衛生のコミュニケーション
- 3-9. 労働者の健康管理

4. 環境

- 4-1. 環境許可と報告
- 4-2. エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減
- 4-3. 環境への有害な化学物質の排出削減
- 4-4. 水資源の有効利用、適正管理
- 4-5. 資源の有効活用と廃棄物管理
- 4-6. 化学物質管理

4-7. 製品含有化学物質の管理

4-8. 生物多様性に対する取り組み

5. 公正取引・倫理

5-1. 腐敗防止・反社会的勢力との関係遮断

5-2. 不適切な利益供与および受領の禁止

5-3. 適切な情報開示

5-4. 知的財産の尊重

5-5. 公正なビジネスの遂行

5-6. 内部通報制度の整備と通報者の保護

5-7. 多様なサプライヤーとの協業

6. 責任ある原材料調達

6-1. 責任ある鉱物調達

7. 品質・安全性

7-1. 製品の安全性の確保

7-2. 品質管理

7-3. 正確な製品・サービスの提供

8. 情報セキュリティ

8-1. サイバー攻撃に対する防御

8-2. 個人情報の保護

8-3. 機密情報の漏洩防止

9. 事業継続マネジメント (BCM)

9-1. 事業継続計画 (BCP) の策定と準備

第2部 管理体制の構築

10-1. マネジメントシステムの構築

10-2. サプライヤーの管理

10-3. 適切な輸出入管理

10-4. 苦情処理メカニズムの整備

10-5. 取り組み状況の開示

第1部 行動規範

1. 法令順守・国際規範の尊重

企業は、自国および事業を行う国／地域に適用される法規制および自社が必要と認めるその他要求事項を遵守するのみならず、国際行動規範を尊重する必要があります。

2. 人権・労働

企業は、関連法規制や国際人権章典（世界人権宣言、国際人権規約）、および自社が必要と認めるその他要求事項を遵守することのみならず、ILO 中核的労働基準を含む国際的な人権基準を参照し、労働者（従業員の他に、パート・アルバイト・派遣社員等、事業に関連するすべての人びとを含みます。以下同じ）の人権を尊重する必要があります。

2-1. 強制的な労働の禁止

企業は、強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隸制または人身売買によって得られた労働力を用いることはできません。また、企業はすべての就業を強制することなく、労働者の離職や雇用を自ら終了する権利を守る必要があります。

2-2. 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

企業は、最低就業年齢に満たない児童に労働をさせてはなりません。また、企業は、18歳未満の若年労働者を夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させてはなりません。

2-3. 労働時間への配慮

企業は、労働者の働く地域の法規制上定められている限度を超えて労働させてはならず、国際的な基準を考慮したうえで労働者の労働時間・休日を適切に管理する必要があります。

2-4. 適切な賃金と手当

企業は、労働者に支払われる報酬（最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む）に、適用されるすべての法規制および自社が必要と認めるその他要求事項を遵守する必要があります。また、生活賃金（労働者とその家族が十分な生活水準を維持するのに必要な報酬）の支払いに配慮することが望されます。

2-5. 非人道的な扱いの禁止

企業は、労働者的人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、ならびにそのような可能性のある行為を労働者に行ってはなりません。

2-6. 差別の禁止

企業は、あらゆる差別およびハラスメントなどの人権侵害を行ってはなりません。また、差別の禁止に留まらず、宗教や文化などをはじめ多様な個性・価値観を有する個人の能力を最大限発揮

できる職場を作ることが望されます。

2-7. 結社の自由・団体交渉権

企業は、現地の法規制および自社が必要と認めるその他要求事項を遵守した上で、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権を尊重する必要があります。

2-8. 外国人労働者への配慮

企業は、外国人労働者が特別な人事管理・就業管理を要した場合、その人権を損ねることがないように配慮する必要があります。

2-9. 地域住民などの権利侵害の禁止

企業は、地域住民や先住民族の人々に対して、不法な立ち退きの強制や生活環境の著しい破壊などの権利侵害を行ってはなりません。

3. 安全衛生

企業は、関連法規制を守るのみならず、ILO の安全衛生ガイドラインなどに留意し、労働者の業務に伴う怪我や心身の病気を最小限に抑え安全で衛生的な作業環境を整える取り組みを行う必要があります。

3-1. 労働安全

企業は、職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって労働者の安全を確保する必要があります。特に障がいのある労働者や、妊娠中および授乳期間中の労働者への合理的な配慮が必要です。

3-2. 緊急時への備え

企業は、人命・身体の安全を損なう災害・事故などの緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、労働者および資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備などの設置、災害時にその行動がとれるように教育・訓練を行う必要があります。

3-3. 労働災害・労働疾病

企業は、労働災害および労働疾病的状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じる必要があります。

3-4. 産業衛生

企業は、職場において、有害な生物的・化学的・物理的な影響に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行う必要があります。

3-5. 身体的負荷のかかる作業への配慮

企業は、身体的に負荷のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害・労働疾病につながらないよ

う適切に管理する必要があります。

3-6. 機械装置の安全対策

企業は、労働者が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を実施する必要があります。

3-7. 施設の安全衛生

企業は、労働者の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレなど）の安全衛生を適切に確保する必要があります。また、寮では、緊急時の適切な非常口を確保する必要があります。

3-8. 安全衛生のコミュニケーション

企業は、労働者が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を労働者が理解できる言葉・方法で提供する必要があります。また、労働者から安全に関わる意見をフィードバックする仕組みが必要です。

3-9. 労働者の健康管理

企業は、すべての労働者に対し、適切な健康管理を行う必要があります。

4. 環境

企業は、資源の枯渇や気候変動、環境汚染などの地球環境問題と環境負荷低減に積極的に取り組むとともに、関係する地域の人々の健康と安全の確保および地域の生物様性をも考慮した地域の環境問題に配慮する必要があります。

4-1. 環境許可と報告

企業は、事業の所在地に適用される法規制および自社が必要と認めるその他要求事項に従い事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行う必要があります。

4-2. エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

企業は、エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組む必要があります。

4-3. 環境への有害な化学物質の排出削減

企業は、関連する法規制および自社が必要と認めるその他要求事項を遵守し、有害な物質の環境への排出を削減するための適切な対策を実施する必要があります。

4-4. 水資源の有効利用、適正管理

企業は、法規制および自社が必要と認めるその他要求事項を遵守し、使用する水の水源、使用、排出をモニタリングし、節水する必要があります。あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を実施することが必要です。また、水汚染を発生さ

せる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行う必要があります。

4-5. 資源の有効活用と廃棄物管理

企業は、法規制および自社が必要と認めるその他要求事項を遵守し、資源の適切な管理を行うことにより、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑える必要があります。

4-6. 化学物質管理

企業は、法規制および自社が必要と認めるその他要求事項を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、表示、および管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄が確実に実施されるよう管理する必要があります。

4-7. 製品含有化学物質の管理

企業は、製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、すべての法規制および自社が必要と認めるその他要求事項を遵守する必要があります。

4-8. 生物多様性に対する取り組み

企業は、その事業活動を行うにあたり、地球環境の保全に最善の対策を講じるとともに、生物多様性に対しても影響を与えないよう、適切な方策をとる必要があります。

5. 公正取引・倫理

企業は、法規制および自社が必要と認めるその他要求事項の遵守のみならず、高い水準の倫理感に基づき事業活動を行う必要があります。

5-1. 腐敗防止・反社会的勢力との関係遮断

企業は、あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝、および横領などを行ってはなりません。また、反社会的な団体や人物と関係をもってはならず、不当な要求には、毅然とした態度で対処しなければなりません。

5-2. 不適切な利益供与および受領の禁止

企業は、賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認してはなりません。

5-3. 適切な情報開示

企業は、適用される法規制および自社が必要と認めるその他要求事項ならびに業界の慣例に従って、労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織構造、財務状況、業績に関する情報を開示する必要があります。記録の改ざんや虚偽の情報開示は容認されません。

5-4. 知的財産の尊重

企業は、知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行う必要があります。また、顧客およびサプライヤーなどの第三者の知的財産も保護する必要があります。

5-5. 公正なビジネスの遂行

企業は、公正な事業、競争、広告を行う必要があります。

5-6. 内部通報制度の整備と通報者の保護

企業は、法令違反等の早期発見と未然防止を目的として、社内・社外から不正行為等の申告を受け付ける窓口を設置し、調査・対応するための内部通報制度を設けることが求められます。また、これを有効に機能させるためには通報者の機密性・匿名性が守られ、不当な取り扱いを受けない旨を明確に定めなければなりません。不正行為に対しては迅速に対応し、対応結果を適宜通報者にフィードバックしなければなりません。

5-7. 多様なサプライヤーとの協業

企業は、イノベーションが生まれる文化を醸成していくために、多様なサプライヤーとの協業を推進します。

6. 責任ある原材料調達

企業は、紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争などを引き起こす、またはそれらに加担するおそれのある原材料（鉱物、綿花、パーム油、ゴムなど）を使用しないようにするための取り組みを進めなければなりません。

6-1. 責任ある鉱物調達

企業は、紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争などを引き起こす、またはそれらに加担するおそれのあるタンタル、錫、タングステン、および金などの紛争鉱物およびレアアース等の重要鉱物を使用しないようにするための取り組みを進めなければなりません。

7. 品質・安全性

企業は、提供する製品やサービスの安全性ならびに品質の確保を行い、正確な情報を提供する必要があります。

7-1. 製品の安全性の確保

企業は、製品が各国の法規制および自社が必要と認めるその他要求事項で定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たす必要があります。

7-2. 品質管理

企業は、原材料・製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制および自社が必要と認めるその他要求事項を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守する必要があります。

7-3. 正確な製品・サービスの提供

企業は、製品・サービスに関する、誤解を与えない正確な情報を提供する必要があります。

8. 情報セキュリティ

企業は、機密情報や個人情報の漏洩を防止し、常に情報セキュリティの強化を図る必要があります。

8-1. サイバー攻撃に対する防御

企業は、サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じて、自社およびサプライチェーン上に被害が生じないように管理する必要があります。

8-2. 個人情報の保護

企業は、サプライヤー、顧客、消費者、従業員などすべての関係者に付随する個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護する必要があります。

8-3. 機密情報の漏洩防止

企業は、自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を、適切に管理・保護する必要があります。

9. 事業継続マネジメント（BCM）

企業は、大規模自然災害などによって自社を含むサプライチェーン上のステークホルダーが被災した場合に、供給責任を果たすために、いち早く生産活動を再開できるよう準備する必要があります。

9-1. 事業継続計画（BCP）の策定と準備

企業は、事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定することが必要です。

第2部 管理体制の構築

10-1. マネジメントシステムの構築

企業は、第一部行動規範の遵守を実現するために、マネジメントシステムを構築・運用し、必要に応じて適宜見直しを行う必要があります。

10-2. サプライヤーの管理

企業は、第一部行動規範の要求事項をサプライヤーに伝達し、サプライヤーの規範の遵守を監視するプロセスを構築する必要があります。

10-3. 適切な輸出入管理

企業は、法令およびその他要求事項で規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出手続きをとる必要があります。

10-4. 苦情処理メカニズムの整備

企業は、自社およびサプライチェーンの不正行為を予防するため、労働者やサプライヤーなどを含むステークホルダーが利用可能な苦情処理メカニズムを構築する必要があります。

10-5. 取り組み状況の開示

企業は、本ガイドラインに対する取り組み、および関連する法規制に基づく情報開示を行う必要があります。

以上